

会議記録（１）

会議名称	第２２回北本市住民自治条例制定研究懇話会			
開会及び閉会日時	平成２０年２月２２日（金） 午後７時～午後９時			
開催場所	文化センター和室			
議長氏名	会長 内田政之助			
出席委員(者)氏名	有働 秀鷹 細井久美子 北村 浩一 田中 昭仁 田中 正昭	浅野 昭八 内田政之助 関山 邦孝 堀越 一三 山本 浩之	河井 宏暢 勝 豊 高荷 正春 三橋 博 福島 洋輔	古賀 利雄 加藤 信利 竹村 元宏 加藤 一男
欠席委員(者)氏名	荻野 照夫 秋葉三枝子 大熊 純司	下里 晴朗 小関真美子	高橋 伸治 野地恵美子	阿久井美代子 宮原 鈴代
説明者の職氏名	秘書政策室 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一			
事務局職員職氏名	秘書政策室 主席主幹 横田順一 主幹 長嶋太一 主査 佐藤健市			
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 今後のスケジュールについて (2) 条文の検討 ア 条例の構造について イ 委員会の設置について 4 その他 5 閉会			
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・自治基本条例制定スケジュール（案） ・北本市自治基本条例構造図（案１） ・北本市自治基本条例構造図（案２） ・委員会に関する考え方のまとめ（第２１回懇話会） 			

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>これより、第２２回北本市住民自治条例制定研究懇話会を開会いたします。開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いします。</p>
事務局	<p>2 あいさつ</p> <p>・内田会長あいさつ</p>
事務局	<p>3 議題</p> <p>議事の進行につきましては、会長をお願いします。</p>
議長	<p>(1) 今後のスケジュールについて 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>——資料を示して説明</p>
議長	<p>ありがとうございました。このスケジュール案についてご意見やご質問があればお願いします。</p>
三橋	<p>スケジュール（案）には、４月中旬以降に懇話会と事務局で地域別懇談会を開催するとありますが、具体的な進め方について伺います。</p>
議長	<p>事務局が考える案について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>８つのコミュニティを懇話会と事務局とで訪問し、懇話会が考えた自治基本条例の原案を説明し、それに対して市民の方からご意見をいただいて、全体の意見を反映させたものを市長に報告する形で進めていきたいと考えています。しかし、これは、あくまでも事務局が考える案ですので、皆様のお話し合いの中でその方法についても決定していただきたいと思います。</p>
三橋	<p>８つのコミュニティを回るということですが、期間にして２～３週間ということになるのでしょうか。市民の意見を聞く期間としては短いように思います。また、条例が市民全体のものになるようにしていくためには、もっと時間をかけて広く意見</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>を求めることが必要かと思いましたがいかがでしょうか。</p> <p>８つのコミュニティを回るほかにも、市のホームページ等に懇話会の考えた案を掲載し、広く市民から意見を聞けるようにしたいと考えています。これは、既に条例を制定している市においても実施されている事例がありますので、本市においても、懇話会が市民に意見を聞くような形で実施できたらと考えています。</p>
三橋	<p>早く決めなくてはいけないというのが先に立っているように思います。自治基本条例という性格を考えるともっと市民の盛り上がりが必要なのではないかと思います。現在のところでは、未だ十分に市民の中に浸透していない気がします。</p>
有働	<p>これは、スケジュール案ですから必ずしもこのとおりに進めますというものではないと考えます。委員の任期の問題もあることです。先のことを考えて進めていきたいということだと思います。</p> <p>市民の中に浸透していないというのは、まだ具体的な案を示していないからだと思います。</p>
高荷	<p>これだけのメンバーがこれだけ時間をかけて検討してきたのですから、市民としての意見は一応出ていると思います。私たちがどのように考えたのかということ伝えるという意味では、説明会という名称でもいいのではないかと思います。</p>
河井	<p>議員への働きかけはどうするのですか。</p>
議長	<p>どのような形になるかはわかりませんが、懇話会として説明する機会を設ける必要があると考えています。</p>
河井	<p>それをやるのであれば、地域別懇談会の前にやる必要があると思います。</p>
有働	<p>そのように思います。</p>
三橋	<p>スケジュール案については賛成です。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
竹村	内容が未だ決まっていないように思いますが、このスケジュールで決めてしまっているのでしょうか。
古賀	任期の問題もあります。最終的に３月２２日でまとめるように努力しましょう。
加藤（信）	任期に向けて一回区切りをつけましょう。
議長	この案のとおり進まないことも考えられますが、案のとおり進められるように努力したいと思います。 よろしいでしょうか。
全委員	———承認———
議長	(2) 条文の検討 ア 条例の構造について それでは、条文の検討に入りたいと思います。まず、アの条例の構造についてですが、前回の会議の最後にリーダー・サブリーダー会議作成の２つの案を提示させていただきました。ご自宅でご検討いただいたことと存じますが、まずこの２つの案について事務局から説明をお願いします。
事務局	———資料を示して説明
議長	ありがとうございました。 それでは、この案について皆様からご意見をいただきます。 いかがでしょうか。
三橋	私は、まとめ方として案１がいいと思います。 案２は市民のための行政運営の部分がまとまらずに列挙されているだけのようになります。
勝	案１と案２のどちらがいいかということですが、案２は、前提となる考え方として、基本原則にもとづいて市民、議会、行政の役割が出ています。それに対し、案１は参画・協働を基本的な考え方として出してきました。私もどちらがいいのかというと案１を選びますが、今まで私たちが考えたものは、原則と協働の部分が同じものになってしまっていますのでどちらにしてもその部分を整理する必要があると思います。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
有働	<p>案２は、行政運営のために定める自治条例のようになってしまっているように思います。</p> <p>あとは、住民自治の進め方をどうするのかということですが、久喜市のように新たな別の条例を検討していく中でコミュニティや自治会に携わっている人達を呼んで、議論していくことが必要なのだと考えます。参画・協働についても多様なものがあると思いますので、それについても別立てでつくっていかなくてはならないと思います。今のままでは不足しています。</p> <p>自治基本条例ですから、基本的なことをこの条例の中で示したとすれば、意見が一致しないところは、少数意見ではこのような意見がありましたということを明記して答申すればいいのではないかと思います。</p> <p>案１の形でまとめ、久喜市のように市民参加推進条例や協働推進条例を別に整備していくという考え方ですね。</p>
河井	<p>私は、前文から自治の基本原則、市民・議会・行政の役割が明記されている点で、そこまでは案２のまとめ方で、市民のための行政運営から下は案１のまとめ方にするのがいいと思います。</p>
勝	<p>私もそう思います。市民同士のコミュニティをどう整理するかを考えると、情報公開・情報共有、参画・協働と市民が支えあうコミュニティという３つの括りで基本原則をまとめられればいいように思います。</p>
竹村	<p>構造だけではなく、今日の配布資料を見ますと項目がずいぶん消されているところがあります。どのように整理をされたのか、説明をお願いします。</p>
議長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>——資料を示して説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造案１，２にあわせてこれまでの項目の整理をした ・ 重複している文言を同じ項目に集め、もとの項目を見え消しする形で残した。 ・ 重複している文言は、同じ項目に集めただけで文言は整理していない。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
勝	<p>案２の中に市民のための行政運営という括りがありますが、それは参画・協働の中に移してしまってもいいように思います。住民投票を参画・協働の中に入れることも考えられます。</p> <p>形としては、市民の項目の中に新たな別の条例をつくっていくこと、また、議会にもそのような動きがあるようですが、市議会の規定の中にも別条例を作っていくというまとめ方がいいのではないかと思います。</p> <p>参画・協働についてももう一つ別枠で条例を作るのがいいと思います。</p>
議長	<p>若い方の意見も聞きたいと思いますが、山本委員はいかがですか。</p>
山本	<p>どちらか一方という考え方ではなく、河井委員が発言されたように案２の市民のための行政運営のところを基本原則から受けるものとして３つくらいのグループで括るのがいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>福島委員はいかがですか。</p>
福島	<p>案１の方が構成を考えた整理がなされていると思います。</p> <p>どちらにしても、同じようなものが偏って記載されていたり、内容が薄い部分があったりしていますので、別条例をつくっていくことを考えると、そちらに移せる部分もあるのかなと思います。</p>
竹村	<p>コミュニティは役割として整理されていますが、役割ではなく、自治の仕組みの中に入るものではないかと思います。</p>
勝	<p>やはり、案２の前文から基本原則の部分までと案１の市民のための行政運営の部分を使った整理の仕方がいいのではないかと思います。</p>
議長	<p>それでは、案１と案２の折衷案ということにしたいと思いますがよろしいですか。</p>
全委員	<p>————承認————</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>市民参加推進条例や協働推進条例などを別に定めるという考え方も出てきていますが、その辺についてのご意見はいかがですか。</p>
竹村	<p>皆さんが考えた文章の中には、他条例に委ねるというものが５つありました。その整理も今後必要になると思います。本文にどこまでを残すのかを考えるということです。</p> <p>時間がないために下位条例に委ねることとなる訳ですが、国の法律は全てを国会で決めるわけにはいかないため、法律のもとに下位の規定をつくっていますが、民間企業では一つの条文の中にすべてを盛り込んでいくのが通常行われていることであり、本来は市もそのような形にまとめるのが理想の形だと思います。</p>
勝	<p>特に、自治会やコミュニティがいかに関係に参画していくかを議論していくためには、自治会やコミュニティに深く携わっている人達を委員として入れて議論していかなくてはならないのだと思います。そのような意味からも、別条例として人選を含めて別に考える必要があると考えます。</p>
関山	<p>細かいことを別立てでつくっていくことは必要だと思います。しかし、久喜市の場合、自治基本条例の中で市民活動推進条例や協働推進条例を別条例で制定するということが規定していません。しかし、私達は既に別条例が必要なことがわかっているわけですから自治基本条例の中に別条例で定めるということを規定しておくべきだと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>条文の整理につきましては、事務局に案を作成していただき、次回以降の会議で検討してまいりたいと思います。</p>
議長	<p>イ 委員会の設置について</p> <p>それでは、委員会の設置についてですが、前回の会議での討議を事務局にまとめていただいていますので、その報告をお願いします。</p>
事務局	<p>———資料を示して説明</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>前回に引き続いて委員会の設置について検討していきたいと思います。今、事務局から前回の会議での皆様の考え方の整理を発表していただきましたが、いかがですか。</p>
三橋	<p>先ほど、５つの下位条例への委任の話も出ましたが、私は個人的には市民の意見をどのように市の政策に汲み上げていくのかを考え、市民委員会は、広いテーマを考える機関として設置すべきものとして考えていました。</p>
勝	<p>自治基本条例には、市民の参画・協働のもとにまちづくりを進めていくことを規定するわけですから、その条例に位置づける委員会としては、その条例を進行管理する役割を持つものでいいのだと思います。</p> <p>市民参画の方法は多様なものがあるべきで、各種審議会に市民が公募で参加したり、自治会やコミュニティに参加し、市政に意見を述べたりパブリックコメントで意見を提出することもできると思います。</p> <p>前回も申し上げましたが、１０人や２０人の手を上げた市民が市政に関することを議論し、決定することには問題があると思うのです。それは、手を挙げた人が市民の信任を得ているものではないからです。少数の委員会という形だけではなく、もっと多様な方法で市民参加、市民参画を推進していくべきだと思います。</p>
堀越	<p>前回の議論を整理した資料を見ると、多くの委員が条例の進行管理を行う委員会の設置を考えています。様々な考え方があるでしょうが、そろそろ懇話会の意見としてまとめていくことが必要なのではないのでしょうか。</p>
竹村	<p>この条例を制定するにあたって、本当は、住民自治の仕組みは何なのかをみんなで徹底的に議論しなくてはならないのだと思います。一番議論しなくてはならないところが時間切れでこのまま終わってしまうのはとても残念に思います。</p>
高荷	<p>私は、これだけの人数の委員が１年以上もかけていろいろとやってきた訳ですから、十分に議論した方だと思っています。条例は社会情勢が動いていく中で日々見直しをしていくべき性格のものであると思いますから、これで全てが終わりというも</p>

会議記録（３）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>のでもありません。続けて議論していけばいいのではないのでしょうか。</p> <p>それでは自治基本条例に位置づける委員会につきましては、自治基本条例の進行管理を主に行うものとし、市民参画の具体的な仕組みや方法については、個別条例を制定する中で継続して議論していくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>————承認————</p>
堀越	<p>4 その他</p> <p>委員の任期の延長の話がありましたが、具体的にはいつごろまで延長する考えですか。</p>
事務局	<p>市長への報告の後にも、市の条例案としてまとめあげる段階で委員の皆様に変更箇所などを説明して参りたいと考えていますので、半年程度、平成20年9月くらいまでの延長を考えています。よろしくお願ひします。</p> <p>次回の会議の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月8日（土）午後1時30分から文化センター第1研修室で開催予定 ・ 立正大学山口先生をお迎えする予定。質問等がある場合は事前に提出をお願いしたい <p>5 閉会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有働副会長あいさつ
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北本市住民自治条例制定研究懇話会 会長</p>	